

多摩市告示第 290 号

多摩市フードパントリー設置事業補助金交付要綱を次のとおり定める。

令和 3 年 6 月 14 日

多摩市長 阿部 裕行

### 多摩市フードパントリー設置事業補助金交付要綱

#### (目的)

第 1 条 この要綱は、寄附等により食料を確保し、生活困窮者等に対してその食料を無償で提供するとともに、その機会に当該生活困窮者等の生活の状況について相談を受け、適切な相談支援機関等を紹介する支援を行う事業（以下「フードパントリー事業」という。）を実施する事業者に対し、その実施に必要な経費の一部を補助することにより、寄附等による食料の供給を円滑にするとともに、生活困窮者等を支援し、もって市民の福祉の向上に資することを目的とする。

#### (補助対象団体)

第 2 条 補助金の対象となる団体は、多摩市内（以下「市内」という。）に新たに拠点を設置してフードパントリー事業を実施しようとする団体のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内を中心にフードパントリー事業を実施すること。
- (2) 団体が多摩市暴力団排除条例（平成 25 年多摩市条例第 14 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団でないこと及び団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が同条第 3 号に規定する暴力団関係者でないこと。

#### (補助対象事業)

第 3 条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、フードパントリー事業を行うための拠点（以下「支援拠点」という。）を市内に整備する事業のうち、当該フードパントリー事業が次に掲げる要件のいずれにも該当すると認められるものとする。

- (1) 寄附等により食料を確保し、支援拠点においてこれを適切に管理すること。
- (2) 支援拠点において、生活困窮者等に対し確保した食料を無償で提供すること。
- (3) 支援拠点において、食料を提供した生活困窮者等の相談を受け、必要に応じて、自立の支援その他の生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）に定める支援を行う関係機関を案内すること。
- (4) 市内で食事の提供等を通じて子どもの交流の場を提供する事業を実施する団体等と連携し、市内における食料に関する支援に寄与すること。
- (5) ボランティアの確保その他フードパントリー事業の継続に必要な事項について市内の関係機関と連携を図ること。
- (6) 政治又は宗教の勧誘行為を行わないこと。

#### (補助対象経費)

第 4 条 この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日に支出した補助対象事業に要する経費（人件費を

除く。)から補助対象事業に対する寄附金その他収入額を控除した額(当該額に1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額)とする。

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、補助対象経費の額とし、1団体につき500万円を限度として予算の範囲内で多摩市長(以下「市長」という。)が定める額とする。

(概算交付)

第6条 市長は、この補助金を概算払により交付すること(以下「概算交付」という。)ができる。

(補助金の概算交付申請)

第7条 補助金の概算交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、多摩市フードパントリー設置事業補助金概算交付申請書(第1号様式)により、次に掲げる書類を添えて、別に定める日までに、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 補助対象事業の効果説明書
- (3) 概算交付を必要とする理由書
- (4) 事業収支予算書(経費の内訳を明らかにするもの)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の概算交付決定及び通知)

第8条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金の概算交付をすることが適当であると認めるときは速やかに補助金の概算交付を決定し、多摩市フードパントリー設置事業補助金概算交付決定通知書(第2号様式)により、補助金の概算交付をすることが適当でないとき速やかに補助金の概算交付をしないことを決定し、その理由を付して、多摩市フードパントリー設置事業補助金概算不交付決定通知書(第3号様式)により前項の申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の概算交付の決定に当たって、必要と認める条件を付すことができる。

(申請の撤回)

第9条 前条第1項の規定により補助金の概算交付の決定を受けた者(以下「被概算交付決定者」という。)は、補助金の概算交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該決定の通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に申請の撤回をすることができる。

(概算交付請求)

第10条 補助金の概算交付を受けようとする被概算交付決定者は、市長が指定する日までに、多摩市フードパントリー設置事業補助金概算交付請求書(第4号様式)により、市長に補助金の概算交付を請求しなければならない。

(概算交付)

第11条 市長は、前条の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金の概算交付をするものとする。

(承認事項)

第12条 被概算交付決定者は、次の各号のいずれに該当するときは、多摩市フードパン

トリー設置事業補助金に係る事業計画（変更・中止・廃止）承認申請書（第5号様式）により市長に申請し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、第1号及び第2号に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りではない。

- (1) 補助事業（第8条第1項の規定による補助金の概算交付の決定に係る補助対象事業をいう。以下同じ。）に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、当該申請を承認すること又は承認しないことを決定し、多摩市フードパントリー設置事業補助金に係る事業計画（変更・中止・廃止）承認通知書（第6号様式）又は多摩市フードパントリー設置事業補助金に係る事業計画（変更・中止・廃止）不承認通知書（第7号様式）により、被概算交付決定者に通知するものとする。

（事故報告等）

第13条 被概算交付決定者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由その他必要な事項を書面により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第14条 市長は、補助事業の円滑かつ適正な執行を図るため必要があると認めるときは、被概算交付決定者に対し、補助事業の遂行の状況に関し、報告させることができる。

（補助事業の遂行命令）

第15条 市長は、前条の規定により被概算交付決定者が提出する報告及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、被概算交付決定者に対し、これらに従って補助事業を遂行するよう命じることができる。

（実績報告）

第16条 被概算交付決定者は、補助事業の完了後速やかに、多摩市フードパントリー設置事業補助金実績報告書（第8号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。第12条第2項の規定により廃止の承認を受けた場合も、また同様とする。

- (1) 事業実績書
- (2) 補助事業の成果説明書
- (3) 事業収支決算書
- (4) 領収書又は契約書の写しその他支出の根拠となる書類
- (5) フードパントリー事業の支援拠点の整備状況又は実施状況が分かるもの（支援拠点の写真又は支援拠点その他の場所における活動状況が分かる写真、チラシ等）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（額の確定等）

第17条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、その報告に係る補助事業の成果が補助金の概算交付の決定及びこれに付した条件に適合して

いるかどうか調査し、その内容が適切と認めるときは、補助金の額を確定し、多摩市フードパントリー設置事業補助金確定通知書（第9号様式）により通知するものとする。

2 市長は、既に概算交付をした額が前項の規定により確定した補助金の額に満たないときは、予算の定める範囲内において、被概算交付決定者から多摩市フードパントリー設置事業補助金追加交付請求書（第10号様式）の提出を受けることにより、その不足分を追加して支給するものとする。

3 被概算交付決定者は、精算残金があるときは、速やかにこれを返還しなければならない。

（交付決定の取消し）

第18条 市長は、被概算交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の概算交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

（補助金の返還）

第19条 市長は、前条の規定により補助金の概算交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が概算交付されているときは、別に期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（違約加算金及び延滞金）

第20条 市長は、前条の規定による補助金の返還を命じたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合は除く。）を、被概算交付決定者に納付させることができる。

2 市長は、被概算交付決定者に補助金の返還を命じた場合において、被概算交付決定者がこれを納付日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合は除く。）を納付させることができる。

（違約加算金の計算）

第21条 補助金が2回以上に分けて概算交付されている場合における前条第1項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において受領したものとする。

2 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、被概算交付決定者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

第22条 第20条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

る。

(個人情報適切な取扱い)

第23条 被概算交付決定者は、補助事業及びフードパントリー事業の実施に当たっては、個人情報の適切な管理に十分配慮した上で、これらの事業の実施に携わる職員等が業務上知り得た情報を漏らすことのないよう必要な措置を講じなければならない。

(財産処分の制限)

第24条 被概算交付決定者は、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産（以下「取得財産」という。）を、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）に定める期間を経過したものについては、この限りでない。

2 市長は、被概算交付決定者が前項の規定により市長の承認を得て、取得財産を譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したことにより収入が発生したときは、市長が指定する額を多摩市に納付させることができる。

(財産の管理義務)

第25条 被概算交付決定者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(関係書類の整備等)

第26条 被概算交付決定者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金に係る会計年度終了後5年間保管しておかななければならない。

(補則)

第27条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公示の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(失効等)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第17条第2項及び第3項の規定については、同年5月31日限り、その効力を失う。